

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

- 告示**
- 災害救助法による救助を実施する件 一〇〇
  - 福島県資源管理方針を変更した件 一〇一
  - 特定水産資源について数量を定めた件二件 一〇二
  - 保安林の指定施業要件を変更する予定である件 一〇三
  - 県道の路線を変更する件 一〇四
  - 道路の区域を決定する件 一〇五
  - 道路の区域を変更する件三件 一〇六
  - 道路の供用を開始する件四件 一〇七
  - 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件三件 一〇八
- 公告**
- 医療計画を変更した件 一〇九
  - 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格を公示する件 一一〇
  - 福島県選挙管理委員会 一一一
  - 政治資金規正法の規定により提出された政治団体の収支報告書について訂正の届出があつた件 一一二

## 告示

**福島県告示第二百六号**

令和四年福島県沖を震源とする地震により災害が発生した次に掲げる区域について、令和四年三月十六日から災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助を実施する。

令和四年三月二十九日

区域  
県内の全ての市町村

福島県知事 内堀雅雄

（災害対策課）

### 福島県告示第二百七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十四条第九項の規定により、福島県資源管理方針を令和四年三月二十九日変更した。

この方針に係る関係書類は、福島県農林水産部生産流通総室水産課及び福島県水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

（水産課）

### 福島県告示第二百八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和四管理年度における数量を次のように定めたので、次のとおり公表する。

令和四年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

（水産課）

- 令和四管理年度（令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間をいう。）における漁業法第十六条第一項に掲げる福島県知事管理漁獲可能量
- 第一 くろまぐろ（小型魚）
    - 一 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量 一一・七トン
    - 二 知事管理区分に配分する数量 全量を福島県くろまぐろ（小型魚）漁業に配分する。
  - 第二 くろまぐろ（大型魚）
    - 一 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量 一・〇トン
    - 二 知事管理区分に配分する数量 全量を福島県くろまぐろ（大型魚）漁業に配分する。
- （水産課）

### 福島県告示第二百九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、するめいかに関する令和四管理年度における数量を次のように定めたので、次のとおり公表する。

令和四年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

令和四管理年度（令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間をいう。）における漁業法第十六条第一項に掲げる福島県知事管理漁獲可能量

一 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

現行水準

二 知事管理区分に配分する数量

全量を福島県するめいか漁業に配分する。

（水産課）

福島県告示第二百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和四年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市上野寺字上平場五三の一、五三の二、五四、五四の二、五七の二、五七の一、五七の二、五七の三、五八の三、六〇の一、六〇の二、六〇の三

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市上野寺字上平場五〇、五一の二、五二の一（次の図に示す部分に限る。）、五二の二、五二の三、五二の五

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市上野寺字上平場六二、字下平場二二の二、一三の二、三二の二、三三の三、三四の二、三五の三、三八の二

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐として伐採をすることができない立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

整理番号	路線名	旧新別	起	点	重要な経過地
					福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第二百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第二項の規定に基づき、次のように県道の路線を変更する。その関係図面は、福島県土木部道路計画課において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市上野寺字上平場六二、字下平場二二の二、一三の二、三二の二、三三の三、三四の二、三五の三、三八の二

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市二子塚字五升路一五の二、一六の二、字天戸端二四の二、二五、二六、二七の二、二八、三一

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

二四四		終 点	
県道小埜 上郡山線	旧	双葉郡檜葉町小埜	
新	双葉郡富岡町上郡山	双葉郡檜葉町山田岡	
県道山田 岡上郡山 線		双葉郡富岡町上郡山	

(道路計画課)

**福島県告示第二百二十二号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように決定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和四年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
県道山田 岡上郡山 線	双葉郡檜葉町大字山田 岡字町東二五番二地先 から 同 郡同 町大字下小 埜字町一〇番地先ま で	五・九 一四・四	六二六・九	

(道路計画課)

**福島県告示第二百二十三号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和四年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道原町 川俣線	伊達郡川俣町飯坂字古 内二六番五地先から 同 郡同 町飯坂字中 道一五番一七地先まで	変更前 一三・二 三四・五 変更後 一三・二 二二・五	七四一・四	七二六・七

(道路計画課)

**福島県告示第二百二十四号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和四年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 三四九号	伊達市梁川町五十沢字 寺木九九番六地先から 同 市梁川町五十沢字 夏窪二番一二地先まで	変更前 九・〇 三四・〇 変更後 一七・〇 五三・〇	二七四・九	二七四・九

(道路計画課)

**福島県告示第二百二十五号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和四年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道長塚 請戸浪江 線	双葉郡浪江町大字幾世 橋字辻前四〇番三地先 から 同 郡同 町大字幾世 橋字田中前一三番一 地 先まで	変更前 変更後	七・九 一八・〇 一〇・〇 一九・三	五九二・六 五九二・六

(道路計画課)

**福島県告示第二百十六号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の  
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建  
 設事務所で令和四年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和四年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道原町川俣線	伊達郡川俣町飯坂字古内二六番五 地先から 同 郡同 町飯坂字中道一五番一 七地先まで	令和四年三月三〇日

(道路計画課)

**福島県告示第二百十七号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の  
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建  
 設事務所で令和四年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和四年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道本宮停車場線	本宮市本宮字九縄二〇番一地先か	令和四年三月三二日

同 市本宮字中條二三番地先まで
-----------------

(道路計画課)

**福島県告示第二百十八号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の  
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建  
 設事務所で令和四年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和四年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道相馬浪江線	南相馬市原町区大木戸字北西原二 九番三地先から 同 市原町区大木戸字西原二番 一、二地先まで	令和四年三月二十九日

(道路計画課)

**福島県告示第二百十九号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の  
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建  
 設事務所で令和四年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和四年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道三四九号	二本松市杉沢字馬船四四〇番一 地先から 同 市杉沢字馬船三五六番地 先まで	令和四年三月二十九日

(道路計画課)

**福島県告示第二百二十号**  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事

業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。  
令和四年三月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 南相馬市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 (変更前) 原町都市計画下水道事業(南相馬市公共下水道)

鹿島都市計画下水道事業(南相馬市公共下水道)

小高都市計画下水道事業(南相馬市公共下水道)

(変更後)

相馬地方都市計画下水道事業(南相馬市公共下水道(原町処理区)(鹿島処理区)(小高処理区))

- 三 事業認可の年月日 昭和三十六年八月十一日
- 四 事業施行期間 (変更前) 昭和三十六年八月十一日から平成三十四年三月三十一日まで

(変更後) 昭和三十六年八月十一日から令和七年三月三十一日まで

- 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件(平成二十九年福島県告示第百二十五号)の事業地に都市計画事業計画の変更を認可した件(平成二十九年福島県告示第百五十一号及び平成二十九年福島県告示第百五十二号)の事業地の全ての区域を加える。

使用の部分 なし

(下水道課)

**福島県告示第百二十一号**

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。  
令和四年三月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 会津坂下町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 会津坂下都市計画下水道事業(会津坂下町公共下水道)

- 三 事業認可の年月日 平成二十年十二月二十五日
- 四 事業施行期間 (変更前) 平成二十年十二月二十五日から平成三十四年三月三十一日まで

(変更後) 平成二十年十二月二十五日から令和十一年三月三十一日まで

- 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件(平成二十七年福島県告示第百二十五号)の事業地に会津坂下町字松ノ目甲、字西南町裏甲、字大堀川西甲及び字石田甲並びに大字新館字寺ノ西の全部の区域を加える。

同事業地に同町字沢ノ目、字松ノ目、字石田、字東南町裏甲、字五反田、字墓ノ根内、字大道並びに大字新館字館ノ内、字村西、字ク子間及び字矢矧田の各一部の区域を加える。  
同事業地のうち、同町字市中二番甲、字市中三番甲、字市中四番甲及び字沢ノ目甲の各一部の区域を全部の区域に変更する。  
同事業地のうち、同町字四十石、字上口及び字沼田甲の各一部の区域を変更する。

使用の部分 なし

(下水道課)

**福島県告示第百二十二号**

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。  
令和四年三月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 大熊町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 富岡都市計画下水道事業(大熊町特定環境保全公共下水道)

富岡都市計画下水道事業(大熊公共下水道)

- 三 事業認可の年月日 平成十三年十二月二十五日
- 四 事業施行期間 (変更前) 平成十三年十二月二十五日から平成十七年三月三十一日まで

(変更後) 平成十三年十二月二十五日から令和十年三月三十一日まで(平成十七年四月一日から令和四年三月三十一日まで)の期間を除く。

- 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件(平成十三年福島県告示第百三十号)の事業地に双葉郡大熊町大字下野上字北向及び字大野並びに大字夫沢字中央台の各一部の区域を加える。

同事業地のうち、同町大字熊字旭台、字新町及び字滑津、大字熊川字古館、大字小入野字西大和久、字東大和久及び字向畑並びに大字下野上字金谷平、字清水及び字原の各一部の区域を変更する。  
同事業地のうち、同町大字熊字新町及び字滑津、大字小入野字東大和久並びに大字下野上字清水の各一部の区域を削る。

使用の部分 なし

公 告

(下水道課)

公告第七十二号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の六第一項の規定により、医療計画を定めた件(平成三十年福島県公告第七十一号)において定めた医療計画の一部を変更したので、その関係書類を福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課、県内の各保健福祉事務所及びいわき地方振興局に備え置いて縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(地域医療課)

公告第七十三号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)第二百七十四条の二第四項の規定により、令和四年度において福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を次のとおり公示する。

なお、福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件(令和三年福島県告示第六百二十一号)に基づいて入札参加資格を有すると認定されている者は、この公告による当該資格の審査の申請は要しない。

令和四年三月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

第一 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項に規定する資格(以下単に「資格」という。)は、次に掲げるものとする。

- 一 法令の規定により営業に關し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けている者であること。
- 二 資格の審査の申請時において、県税を滞納していない者であること。
- 三 資格の審査の申請時において、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。
- 四 資格の審査の申請をする日の属する営業年度の前営業年度において、業としての物品の販売又は修繕の実績のある者であること。

第二 資格及びその有効期間

資格は、申請書及びその添付書類により審査の上知事が認定するものとし、当該資

格の有効期間は、資格が認定された日から令和六年三月三十一日までとする。

第三 資格の喪失  
資格の認定を受けた者は、第一の第一号に該当しなくなったときは、当該資格を失うものとする。

第四 資格の審査の申請方法

資格の審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、所定の物品購入(修繕)競争入札参加資格審査申請書に財務諸表その他知事が別に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

第五 資格の審査の申請時期

福島県の休日を除き、随時に受け付ける。

第六 申請書等の提出先

資格の審査の申請書等は、次の表に掲げる提出先のうち最寄りの提出先(県内に営業所のない者にあつては、福島県出納局入札用度課)に提出すること。

提出先	郵便番号及び住所	電話番号
福島県出納局入札用度課	九六〇一八六七〇 福島県福島市杉妻町二番一六号	〇二四一五二二一七五六三
福島県中地方振興局出納室	九六三一八五四〇 福島県郡山市麓山一丁目一番一号	〇二四一九三五一四七八
福島県南地方振興局出納室	九六一〇九七一 福島県白河市昭和町二六九番地	〇二四八一三三一六五二
福島県会津地方振興局出納室	九六五一八五〇一 福島県会津若松市追手町七番五号	〇二四二二二九一五四七二
福島県南会津地方振興局出納室	九六七一〇〇〇四 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲四二七七番地一	〇二四一六二一五三五四
福島県相双地方振興局出納室	九七五一〇〇三一 福島県南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地	〇二四四一三六一三〇三
福島県いわき地方振興局出納室	九七〇一八〇二六 福島県いわき市平字梅本一五番地	〇二四六一二四一六〇四三

第七 資格の審査の結果の通知

資格の審査の結果は、郵送により申請者に通知する。

第八 変更の届出  
資格の審査又は認定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、その内容を知事が別に定める用紙により知事に届け出なければならない。

- 一 商号又は名称
  - 二 代表者の職氏名
  - 三 住所又は主たる事務所の所在地
  - 四 その他特に事業の内容に変更を生じさせる事項
- 第九 この公告に関する問合せ先  
福島県出納局入札用度課

(入札用度課)

### 福島県選挙管理委員会

#### 福島県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された令和元年分及び令和二年分の収支報告書について、内堀雅雄連合後援会の会計責任者から次のとおり訂正の届出があった。

令和四年三月二十九日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

令和元年分

訂正箇所		訂正後	訂正前
収入・支出の総額	支出総額	1,285,059	695,259
支出の内訳	事務所費	734,391	144,591
	計	1,164,843	575,043

令和二年分

訂正箇所		訂正後	訂正前
収入・支出の総額	収入総額	7,842,725	8,432,525
	支出総額	1,772,830	1,183,030

収入の内訳	前年繰越額		7,842,725	8,432,525
	経常経費	事務所費		
支出の内訳	計	794,800	1,582,404	205,000 992,604